

水道料金・下水道使用料 漏水減免申請に当たっての注意事項

減免申請については、下記のことにご留意の上ご提出ください。

1 対象となる条件

- (1) 水道メーター取付部分での漏水
- (2) 地下埋設部、床下及び壁面内部の給水管での漏水
- (3) 水洗トイレ及び受水槽におけるボールタップ等のタンク内部品の故障による漏水
- (4) 修理が完了していること

2 申請方法

- (1) 漏水修理完了後、水道料金・下水道使用料漏水減免申請書・修理完了報告書に必要な事項を記入し、速やかに川西市上下水道局お客さまセンターに提出してください。
- (2) 申請時、修理状況のわかる写真を添付してください。
(漏水箇所の修理前・中・後といった簡易なもので結構です)

3 その他

- (1) 水道メーター以降宅地側の給水装置は、お客様の管理となりますので、修理費用等はおお客様のご負担となります。
- (2) 漏水減免は、使用者が給水装置等を正しく管理していたにもかかわらず、漏水により通常より使用水量が著しく多くなった場合に、負担の軽減を図るものであり、漏水して増えた金額全てを減免するものではありません。
- (3) 水道料金の減免に関しては以下の通りです。
 - ・水道メーター取付部分での漏水
⇒漏水して増えた水量を100%減免
 - ・地下埋設部、床下及び壁面内部の給水管での漏水
⇒漏水して増えた水量を60%減免
 - ・水洗トイレ及び受水槽におけるボールタップ等のタンク内部品の故障による漏水
⇒漏水して増えた水量を50%減免
- (4) 下水道使用料の減免は、漏水して増えた水量の100%減免となります。
 - ・ただし、漏水した水が公共下水道（汚水）に流れた場合の減免は、漏水して増えた水量の50%減免となります。
- (5) 減免対象期間は、最大で連続3期（使用期間6箇月）です。
- (6) 以下の場合、減免できません。
 - ・新築工事完了後1年以内の漏水
 - ・使用者または第三者の故意または過失が認められる漏水
 - ・使用者等において、漏水の事実気付きながら、もしくは上下水道局から漏水通知後もそのまま放置していた場合
 - ・修理完了日から6箇月以内に申請をしなかった場合
 - ・漏水減免を受けた使用者が修理完了日から1年以内に同一箇所で漏水した場合（メーター取付部分での漏水を除く）
 - ・水洗トイレ及び受水槽におけるボールタップ等のタンク内部品の故障による漏水減免を受けたものが、同一給水場所において同一の理由で漏水した場合
 - ・用途が臨時用の場合
- (7) 使用状況によっては、修理後2回目の検針水量と比較する場合がありますので、申請書提出後、結果が出るまで、数か月お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください

川西市上下水道局 お客さまセンター

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1262（直通）

受付時間：土日祝日を除く 平日 午前9時～午後5時